

建設発生土の受入れの公募について

岡山県美作県民局が発注する真庭地域事務所管内における公共工事で発生する建設発生土の受入れについて、次のとおり公募する。

令和8年5月19日

岡山県美作県民局長 東 寛



1 公募の理由

岡山県美作県民局が発注する真庭地域事務所管内の公共工事において、令和8年10月から令和9年3月までの期間に建設発生土が約15,000m<sup>3</sup>発生する予定である。

通常、建設発生土は、現場内利用や公共工事間流用により有効利用を図っているが、下記発生場所近隣に指定処分先となる公的な処分場がなく、工事の円滑な実施に支障があるため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に土地の形質変更を行う民間所有地等を建設発生土の受入先として公募する。

2 建設発生土の概要

(1) 発生場所

真庭市（旧川上村、旧八束村、旧中和村の地域（以下「蒜山地域」という）を除く）における岡山県美作県民局発注の公共工事の箇所

(2) 発生時期

令和8年10月から令和9年3月まで

(3) 発生土量及び土質

第1種建設発生土（砂礫土）～第4種建設発生土（粘性土）

及びこれらの混合土 約15,000m<sup>3</sup>

※土質は試験等を行った結果のものではなく、発生現場の状況により変更がある。

3 応募資格

(1) 応募者の要件

令和8年10月から令和9年3月までの期間に、真庭市（蒜山地域を除く）において、建設発生土を受入れ可能な土地を所有し、又は貸借権その他の権利を有していること。なお、所有権を有していない場合は、建設発生土の受入れについて当該土地の所有者の同意が必要である。

(2) 建設発生土の受入れ地の要件

ア 真庭市（蒜山地域を除く）であること。

イ 建設発生土の受入れ地が関係法律、条例等の許認可を受け、土地の区画及び形質の変更が可能な土地であること。

ウ 建設発生土の発生場所から受入れ地までの経路について、ダンプトラック（積載量10t車）が周辺の環境や他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。

(3) 建設発生土の受入れ要件

ア 建設発生土の売却又は転用を目的とした受入れではないこと。

イ 建設発生土の搬入を完了（荷下ろし）した後の管理は、応募者の責任において実施すること。

ウ 建設発生土の搬入（運搬）に要する費用は、岡山県美作県民局が負担する。

エ 建設発生土の受入れ地の造成等（敷均し、転圧、構造物設置等）に要する費用は、応募者が負担すること。

オ 建設発生土の搬入時期及び搬入時間は、岡山県美作県民局担当者の指示によること。

カ 建設発生土は、発生した状態で受入れし、本県が行う通常の発生土処理の工程以外の分別作業を求めないこと。

キ 2(3)の発生土量は、最大受入れ希望土量であり、実際の発生土が最大受入れ希望土量に満たない場合であっても受入れが可能であること。

ク 受入期間中に岡山県美作県民局から、受入れ地の現場立会を求められた場合は立会するとともに、関係法令等に基づく指導に適切に対応すること。

4 応募手続

応募者は、次の(1)から(8)までの書類を1部提出すること。なお、提出書類は、返却しない。

(1) 建設発生土受入れ希望申込書（様式1）

(2) 受入れ地において土地の形質変更を行うことについて法令等による許認可を受けたことを証明する許可書等の写し（許認可見込みの場合は、許認可を受けた後直ちに提出すること。ただし、許認可の日が令和8年6月29日までのものに限る。）

盛土計画がある場合は、盛土の安定性に係る計算図書（図面含む）一式

(3) 受入れ地の図面（位置図、平面図、横断図、進入路のわかる図面等）

(4) 受入れ地の現況写真（受入れ地の全景、建設発生土荷下ろし場所、進入路等）

(5) 受入れ地の所有（借地）状況資料（地籍図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）

(6) 受入れに係る誓約書（様式2）

(7) 暴力団排除に係る誓約書（様式3）

5 申出書等の提出先、提出期限、受付時間及び提出方法

(1) 提出先

〒717-8501 岡山県真庭市勝山591

岡山県美作県民局建設部真庭地域設計審査班

電話：0867-44-7569

(2) 提出期限及び受付時間

令和8年6月29日（月）までの9:00から16:00まで

（閉庁日（土、日、祝）を除く）

- (3) 提出方法  
持参に限る。

## 6 受入れ先の選定

### (1) 建設発生土受入れ先の調査及び確認

岡山県美作県民局が上記4の提出書類に基づき、受入れ地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、受入れに要する費用、関係法令等の調査及び確認のためヒアリング等を行う。

ただし、上記4(2)の許可書等を取得中の場合は、書類提出後に行う。

### (2) 建設発生土受入れ先の選考

建設発生土受入れ先の調査及び確認の結果、近隣の公共残土処分場の運用状況等も踏まえ選考を行い、その結果を応募者に通知する。

## 7 その他の留意事項

- (1) 建設発生土受入れ先の選考結果通知後、工事内容の変更や他の公共工事への流用等により、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。
- (2) 公募により複数の受入れ先を選定した場合は、工事ごとに搬出先を決定するため、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。
- (3) 建設発生土の搬入について苦情等が発生しないよう、応募者の責任において地域住民への対応（工事看板設置等）を行うこと。
- (4) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、受け入れた建設発生土の利用することはできない。このような行為が発覚した場合は、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等の関係機関に通報する。
- (5) 建設発生土の受入れは、上記6(2)の通知書に記載した日付以降とする。
- (6) その他、公募条件を満たさなくなった場合は、搬入を中止する。